

町内集会施設等整備事業費補助金について

町内集会施設の新築、大規模な改修・修繕工事に対して、予算の範囲で費用の一部を補助しています。要望を頂いた事業に基づき次年度の補助予算枠を確保するため、今年度は令和5年度以降に実施する事業についてご相談ください。なお、次年度予算編成の都合上、ご相談は9月末までにお願いします。

■事業内容

(1) 整備事業（補助率：補助対象基準額の45%以内、上限1,300万円）

- ・集会施設建物の新築、購入
- ・大規模増改築(昇降機の設置を含む。)で100万円を超えるもの

(2) 大規模修繕（補助率：経費の50%以内、上限50万円）

全体工事費が50万円を超える修繕等

- ・集会施設の主体(屋根、柱、土台、外壁ほか)等に係る修繕工事
- ・駐車場整備工事
- ・排水設備工事
- ・改造工事で次に掲げるもの
 - ア 出入口の改造
 - イ 廊下等の改造
 - ウ 階段の改造
 - エ 便所の改造
 - オ その他市長が特に認めたもの（エアコンの設置等）

■その他

緊急度等に応じて、予算の範囲で優先順位を選定させていただく場合があります。

【問い合わせ先】

小千谷市観光交流課 地域振興係

担当：高橋・安達 電話 83-3512